

件名	松前町事務分掌規則の一部を改正する規則
主管課	総務課
関係課	福祉課
改正対象	・松前町事務分掌規則（平成21年松前町規則第16号）
根拠法令等	・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）
制定（改正）理由 幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付関係事務が生じることとなり、これにより幼稚園就園奨励費補助金関係事務が廃止となることから所要の改正を行うもの。	
制定（改正）の主な内容 ・保健福祉部福祉課保育幼稚園係分担事務から「子どものための教育・保育給付の支給認定及び施設型給付に関すること。」及び「地域型保育事業に関すること。」を削除した上で、「子育てのための給付に関すること。」を追加し、幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに生じた施設等利用給付関係事務を含め、子ども・子育て支援に係る給付に関する内容について包括的に規定する。 ・同じく保育幼稚園係分担事務から「幼稚園就園奨励費補助金に関すること。」を削除	
施行日	令和元年 月 日
【その他参考事項】 ・幼稚園就園奨励費補助金関係事務については、支給算定期間としては9月末までであるが、今年度中は補助金交付決定事務や精算事務等が必要となる。	